

退去にあたって

解約する時は、様式⑤の「解約依頼書」でご連絡下さい。

【解約依頼書ご提出の際の注意事項およびお願い】

契約書内の規定により解約手続きをお願いします。

解約依頼書が、当社に到着した日が依頼日予告日となり、その時から解約予告となります。月末解約の場合は、末が解約日となります。

1 退去について

お客様より指定した退去日をもとに所有者あるいは新たな賃借人は入居可能時期等を決定しますので、退去日については、お客様の引越等のスケジュールをご考慮の上、無理のない月日を御記入ください。

退去日は、当社が鍵をお預かりする日となりますので17時迄に完了するようにして下さい。解約日を過ぎた場合、**契約規定により通常賃料の倍額**をご負担戴く事となります。

○マンションの場合

駐車場・駐輪場は、ご自分で解約手続きを管理組合をお願いします。

解約規約は、管理組合により異なります。管理組合によりましては予告は2ヶ月前となる場合があります。

解約手続きをされず、退去された場合は解約までに掛かる費用と手数料をご負担戴きます。

2 諸料金の精算について

水道・ガス・電気・電話等の料金の精算等は、引越前に関係先に連絡の上、手続きを完了して下さい。

休止手続きを取らず退去された場合は休止までに掛かる費用と休止手数料1500円(消費税別)をご負担戴きます。

3 転居先の住所および連絡先の電話番号のご記入

ご退去後も物件の調査・鍵の引き渡し等の業務がございますので、転居先の住所および連絡先の電話番号もご記入下さい。

